

ハンドル型電動車椅子を使用中の事故に関する注意喚起及び 福祉用具に対する安全確保等社会課題を解決する研究開発事業について

経済産業省商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室

1. ハンドル型電動車椅子を使用中の事故について

ハンドル型電動車椅子は、主に歩行補助の必要性が高い高齢者の日常的な移動手段として使用されている福祉用具ですが、昨年踏切での電動車いすの死亡事故が多発したことから独立行政法人製品評価技術基盤機構がプレスリリースを行い、事故の発生状況や踏切での電動車椅子の事故を防ぐための注意等について発表しています¹。

また、平成28年7月22日消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書に基づき消費者安全調査委員会から経済産業省に対して、ハンドル型電動車椅子使用中の事故への対策等について意見が提出されております²。

高齢者等が利用する福祉用具については安全性等に係る高い配慮が期待されており、関係業界に対してはハンドル型電動車いす使用中の事故を低減するため所要の対策等の検討を図られるようお願いいたします。

2. 福祉用具に対する安全確保等社会課題を解決する研究開発事業について

上記所要の対策を行うためには関係業界において研究開発を行うことが不可欠です。NEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)では課題解決型福祉用具実用化開発支援事業において福祉用具に対する安全性確保を含む社会課題を解決する技術開発を支援しています。

2019年度の公募期間は2019年2月6日～2019年3月12日です。

経済産業省としては関係機関と協力し、今後とも福祉用具の安全確保や高齢者、障害者のQOL向上等本件を含む社会課題を解決する研究開発を推進してまいります。関係業界におかれても当該補助事業を活用する等、福祉用具の安全確保についての検討を推進されますようお願いいたします。³

¹ 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE） 平成 30 年 12 月 20 日公表
プレスリリース「踏切での電動車いすの死亡事故が多発～今年に入って既に 5 件発生～」

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2018fy/prs181220.html>

² 消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見（消安委第 62 号 平成 28 年 7 月 22 日）

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_009/pdf/9_iken.pdf

製造業者（開発・設計事業者）へのお願い（抜粋）

（1）ハンドル型電動車椅子の設計・販売に関するリスク低減策の実施

①発信操作機構の改善

乗降時及び停車中にアクセルレバーに意図せず触れて発信してしまうことを防ぐ
操作方式に見直す等の改善を行う。

②前方構造の改善

路外逸脱による重大な事故に至る可能性を低減するため、前輪近くの路面の視認性を極力確保したハンドル型電動車椅子への改善を行う。

③踏切道の走行に関する禁止行為又は注意事項の製品表示

踏切道の走行に関する禁止行為又は注意事項を示す表示をハンドル型電動車椅子本体に行う

④使用環境に適合した製品の提供

使用環境にハンドル型電動車椅子の登降坂性能（傾斜角度 10 度以下）を超える急坂がないことを確認できない場合は、警告機能を有するハンドル型電動車椅子を提供するように販売代理店に周知徹底する。

（2）ハンドル型電動車椅子の保守点検に関するリスク低減策の実施

定期点検の実施促進を販売代理店に促す。

³ 2019 年度「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」（NEDO）に係る公募について

https://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100198.html